

令和6年6月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年6月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年6月7日 午前9時宣告

開 議 令和6年6月7日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司		
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
住 民 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	藤本 雅徳

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 6 番 宮崎知恵子 7 番 西森 勝仁

令和6年6月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和6年6月7日 午前9時開議

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		行政報告
日程第5	報告第3号	令和5年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第6	報告第4号	令和5年度佐川町一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第7	報告第5号	令和5年度佐川町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第8	報告第6号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）
日程第9	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第10	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第11	議案第42号	令和6年度佐川町一般会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第43号	令和6年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第44号	令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第45号	令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15	議案第46号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第47号	佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第48号	佐川駅前宿泊交流施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について
日程第18	議案第49号	佐川町おとし滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第50号	佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第51号	佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第52号	物品購入契約の締結について（佐川町立図書館家具備品購入業務）
日程第22	議案第54号	工事請負契約の変更契約の締結について（佐川町立図書館）
日程第23	議案第55号	工事請負契約の締結について（久万田堰農業水路等長寿命化事業改修工事）
日程第24	議案第56号	尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまから令和6年6月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に先駆けまして、4月1日付けで、町職員の人事異動が
あっております。

新任者の紹介をいたします。

住民課長（真辺美紀君）

住民課長になりました真辺です。よろしくお願いします。

農業委員会事務局長（藤本雅徳君）

昨年度、議会事務局で大変お世話になりました、藤本です。

4月から農業委員会に配属となっております。よろしくお願いします。

議会事務局長（山崎有岐君）

おはようございます。

4月の人事異動で議会事務局長となりました山崎です。

精一杯勤めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上の方々です。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、6番、
宮崎知恵子さん、7番、西森勝仁君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（藤原健祐君）

6月定例会の会期及び運営につきまして、6月3日に議会運営
委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日6月7日を開会日とし、議案の上程までとします。8日土
曜日9日日曜日は、休会とします。10日月曜日、11日火曜日は
一般質問を行います。12日水曜日は議員全員協議会の開催のた

め休会とします。13 日木曜日は、議案質疑討論採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は 6 月 7 日から 13 日までの 7 日間に決定をしましたので、報告をします。

なお、運営につきましては、議長に一任しますので、よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 13 日までの 7 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって会期は本日から 13 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、例月の出納検査報告書の提出が監査委員よりあっております。これらは事務局で保管をしておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

それでは、3 月定例会後の重立ったものについて報告します。

3 月 19 日、日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席しました。議案は教育長の給与改正や、日高村佐川町学校組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例など、条例案 4 件、令和 5 年度日高村佐川町学校組合一般会計補正予算及び令和 6 年度日高村佐川町学校組合一般会計予算について、予算案 2 件であり、いずれの議案も満場一致で可決されました。

3 月 21 日、令和 5 年度佐川町長寿大学修了式が、かわせみにおいて開催され、副議長に出席いただき、お祝いを申し上げていただきました。

4 月 7 日、令和 6 年度佐川高等学校入学式のご案内を受け、出席しました。

4 月 21 日、新日下川放水路完成式典が開催され、出席しました。日高村では、長年懸念されておりました水害への安全対策に、このたび完成された放水路をもって、住民の安心が確実にできたと、隣町の立場からも安心をしております。

4月25日、佐川町長寿大学入学式がかわせみにおいて開催され、出席し、お祝いの言葉を述べてまいりました。

5月8日から5月20日にかけて、全議員参加のもと、議会懇談会を町内5地区で開催し、地域の課題や人口減少・空き家について、まきのさんの道の駅・佐川について、住民の方々の様々なご意見やご提言を聴いてまいりました。各班に分かれた懇談会方式では、直接いただきました貴重なご意見など、必要に応じて町執行部に届けていきたいと考えております。

5月12日、国土交通省四国地方整備局主催による令和6年度四万十川総合水防演習が四万十市において開催され、町長とともに出席しました。当日の訓練は、洪水等による被害を想定したものであり、現場での水防技術の向上・水防意識の高揚がはかられ、緊急時における緊迫した訓練でありました。

5月13日、令和6年度道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会通常総会が城西館で開催され、町長とともに出席しました。事業報告・決算報告後、国土交通省防災課長による「道路行政をとりまく最近の情勢について」、東京海上日動火災保険株式会社顧問による「国土強靱化の推進について」講演があり、拝聴してきました。

5月14日、第51回高幡町村議会議長会定期総会が日高村で開催され、事務局とともに出席しました。提出されました議案は、高幡町村議会議長会役員の選出について、など議案5件、令和5年度高幡町村議会議長会一般会計歳入歳出決算の認定1件であり、いずれの議案も満場一致で可決されました。なお、高幡町村議会議長会会長には日高村の池田議長が選出されました。

5月19日、さかわ夢まち協議会総会が開かれ、お祝いの言葉を述べてまいりました。

5月21日、22日、令和6年度町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、副議長・事務局長とともに出席しました。研修の講師は大正大学教授江藤俊昭氏、弁護士である帖佐直美氏、慶應義塾大学教授谷口尚子氏であり、「議員のなり手不足」「ハラスメント」「将来の議会議員を担うのは誰か」など、地方議会が直面する課題を多角的に捉え、紐解いていく研修内容でした。今後の協働社会が必要不可欠であると実感しております。

5月23日、商工会の令和6年度通常総会が開かれ出席しました。

5月24日、佐川町町民会議が文化センターで開かれ出席しました。

同日、仁淀川改修期成同盟会通常総会および意見交換会が日高村社会福祉センターで行われ、出席しました。

5月25日、26日、大阪高知県人会がホテル阪急インターナショナルで開催され、かねてよりご案内を受け、副議長とともに出席しました。当日は、本県縁の経済界の方をはじめ、多くの方で賑わい、交流ができました。いよいよ1年以内に迫った関西万博のPRを兼ねた催しも行われました。

5月27日、佐川町身体障害者協議会総会のご案内を受け、出席し、お祝いの言葉を述べてまいりました。

5月30日、高吾北広域町村事務組合議会第2回定例会が開催され、出席しました。提出されました議案は、令和6年度高吾北広域町村事務組合立特別養護老人ホーム特別会計補正予算案などを含む議案4件でありました。工事請負契約締結については、湖水園空調及び非常用発電設備改修工事、また売買契約の締結については2件、高吾北清掃センター指定ごみ袋購入、高規格救急自動車、高度救命処理用資機材購入、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（片岡雄司君）

皆さんおはようございます。

本日は、議員の皆様方にご出席をいただき、令和6年6月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く御礼申し上げます。

また日頃は町政運営に対しましてご指導ご協力をいただき、改めまして厚く御礼申し上げます。

それでは開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

まず道の駅に関する事業につきましてご報告をいたします。

昨年6月25日にオープンいたしましたまきのさんの道の駅・佐川ですが、住民の皆様や、その他の多くの関係者の皆様に幅広く関わっていただき、また、観光客やドライバーなど、多くの皆

様に支えていただきながら、間もなく開駅 1 周年を迎えることとなります。

おかげさまで、令和 6 年 3 月末現在の数字ではございますが、道の駅のレジ通過数は、テナントを含め約 26 万人、またおもちゃ美術館の入館者数は約 5 万 7 千人となっており、いずれもオープン当初の想定を大きく上回るものとなっております。

先月は道の駅がオープンし、初めてのゴールデンウィークとなりましたが、おもちゃ美術館や遊具公園など、子供が楽しめる施設が充実していることもあり、多くのお子様連れの皆様にご利用いただき、大変賑わっていたと聞いております。

開駅 1 周年に当たりましては、6 月 29 日土曜日、30 日日曜日に開駅 1 周年祭と題しまして、道の駅においてイベントを開催することとしております。ご来場いただきましたお客様に楽しんでいただけるよう、そして仁淀川流域の PR につながるよう、現在、イベント内容を企画しているところでございます。

また、6 月 30 日日曜日のイベントには、お祝いに国土交通省の尾崎正直政務官にもお越しいただけることとなっております。

道の駅の取り組みに関しましては、木育や世代間交流の拠点施設でありますおもちゃ美術館、インクルーシブの観点を取り入れたまきのさんの公園の整備も完了し、ハード整備につきましては、一定、目指した形になってまいりました。

今後におきましても、道の駅を管理・運営していただいております一般財団法人しあわせづくり佐川との、定期的な情報共有を行い、地域の声に積極的に耳を傾け、改善すべき点は改善するなど、一層、お客様の満足度の向上、リピーターの獲得、併せて運営体制の強化及び、充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、各課の所管事項についてご報告をさせていただきます。

はじめに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

まず、観光客入込数につきまして、ご報告いたします。

昨年 4 月から 9 月には、連続テレビ小説らんまんが放送され、昨年度の 1 年間は、全国はもとより、海外からも多くの観光客の皆様に佐川町を訪れていただきました。新型コロナウイルスの感染拡大により、一時期落ち込んだ観光客も、令和 4 年度には、佐川町への入込客数 4 万 4,885 人と回復し、令和 5 年度には約

4.5 倍の 20 万 4,601 人となり、目標としておりました 10 万人を大きく上回る結果となりました。

今後におきましても、道の駅などと連携しながら、佐川町内の観光施設への誘客に努めてまいりたいと考えております。

次に土讃線開通 100 周年記念時行事につきまして、ご報告いたします。

1924 年（大正 13 年）3 月 30 日に土讃線の須崎駅から日下駅の区間が開通し、本年 3 月 30 日に 100 周年の節目を迎えました。

100 周年を迎えた 3 月 30 日には、J R 四国主催の記念式典が日下駅で行われ、須崎市長、日高村長とともに参加してまいりました。

当日は、J R 四国の記念イベントにあわせ、須崎市・日高村・佐川町におきまして記念イベントを開催いたしました。

佐川町では、「佐川町 土讃線開通 100 周年記念 小フェス」と題したイベントを行い、役場庁舎前のロータリーでは、ライブスチームの運行や、さかわ発明ラボが作製した手作り電動ゴーカートの乗車体験を行いました。

また、庁舎 2 階の大会議室では、鉄道模型 N ゲージの企画展を開催しました。花見の時期でもあり、牧野公園を訪れた花見客を含め、海外からのお客様や地元の子どもたちまで、多くの皆様に楽しんでいただけたイベントとなりました。

次に、牧野富太郎博士生誕祭についてご報告いたします。

4 月 20 日、21 日、24 日の 3 日間、牧野富太郎博士生誕祭実行委員会主催の牧野富太郎博士生誕祭が開催されました。本年度も牧野公園や、上町周辺の町道の一部を歩行者天国とし、飲食店などが出展されました。

あいにくの天気となり、中止となったステージイベントもありましたが、来場された皆様にはそれぞれに楽しんでいただき、牧野博士の 162 回目の誕生を祝うイベントとなりました。

次に、総務課の所管事項でございます。

職員採用試験につきましてご報告いたします。

令和 6 年度職員採用試験 1 次試験を、7 月に実施する予定としております。

今回の採用試験では、事務職、土木技術職及び保健師を若干名、採用する予定としており、現在、募集を開始するよう準備を進めております。

将来の佐川町を担っていただく、情熱のある職員を募集しておりますので、ぜひ多くの方に受験していただきたいと思います。

次に令和6年度四万十川水防演習につきまして、ご報告いたします。

令和6年5月12日、洪水等による被害を防止するため、関係機関による水防体制の強化、水防技術の習得・研さん、水防意識の普及・高揚を目的とした、国土交通省、高知県及び関係市町村の主催による令和6年度四万十川水防演習が開催され、来賓として出席し、見学をさせていただきました。

訓練では、四万十市周辺で洪水が発生したという想定で、地元消防団による堤防からの越水に備えた土のう設置、消防機関による被災者の救助活動、災害活動等の、国、市町村、消防団の連絡体制の確認などが行われ、改めて、消防団の重要性を感じる訓練となりました。

また、訓練を見学させていただくなかでは、同席させていただいた他の首長と、線状降水帯などの予測が難しい災害に対して、避難情報を発令するタイミング、配備の体制、事前の対策など、難しい課題にどう取り組んでいくかなど、情報交換を行うことができました。

近年、本町におきましては、大きな風水害は発生しておりませんが、これから、出水期を迎えるにあたり、風水害対策の重要性を再認識する機会となり、改めて、住民の生命と財産を守るとともに、安全・安心のため、油断することなく、より一層の危機管理に努めてまいります。

次に、住民課の所管事項でございます。

令和6年度固定資産税、軽自動車税、個人住民税の納税通知書の発送につきまして、ご報告いたします。

固定資産税につきましては、4月1日に発送いたしまして、前年度と比較し、件数で9件増の7,286件、課税額は3,533万2,500円増の5億4,552万4,800円となっております。

軽自動車税につきましては、5月1日に発送いたしまして、前年度と比較し、件数で39件減の8,767件、課税額は79万8,900円増の6,275万3,100円となっております。

また、個人住民税につきましては、給与特別徴収に係る分を5月15日に、普通徴収及び年金特別徴収に係る分を6月3日にそれぞれ発送いたしました。

前年度と比較し、件数は前年度より11件減の5,783件、課税額は、定額減税と復興特別税の終了により、4,457万3,350円減の、3億9,970万5,900円となっております。

なお、収納につきましては、年2回の発送しております催告書を4月5日に発送いたしました。発送件数は前年度と比較し、58件増の214件となっております。

今後も、適正な課税と、公平な徴収に取り組むとともに、自主納付と納期内納付の広報活動にも力を入れ、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、低所得者支援給付金について、ご報告いたします。

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯、または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付いたします。

基準日は令和6年6月3日の予定で、システム改修や要綱の作成など、準備ができ次第、対象とされます世帯には、確認書を送付する予定でございます。

なお、補正予算につきましては、300世帯分3千万円と、システム改修などの事務費を本定例会に提案させていただいておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、佐川町加茂に建設される管理型産業廃棄物最終処分場の取り組み状況につきまして、ご報告いたします。

3月24日、集落活動センター加茂の里におきまして、環境保全協定書に基づき、公益財団法人エコサイクル高知、佐川町、高知県、佐川町議会及び地域住民により構成される、第6回環境保全等連絡協議会が開催されました。

連絡協議会当日は、工事の進捗状況や、令和6年度の工事予定、これまでの環境モニタリングの結果について、エコサイクル高知から説明がありました。

施設本体工事における令和5年度末の進捗率は約19%で、令和6年度は、引き続き南側斜面の掘削や、処分場の造成工事、処分場建設場所から、防災調整池までの仮設道路整備後、調整池を施工するとの説明がありました。

進入道路については、令和5年度末の進捗率は約19%で、本年度は引き続き、処分場に向けて擁壁や水路等を施工しながら道路整備を進め、道路が谷を横断する箇所には管渠を設置するとの説明がありました。

環境モニタリングの結果では、降下ばいじん、騒音・振動、河川・生活用井戸の水質及び猛禽類におけるこれまでの調査結果の説明がありました。

説明後の意見交換では、騒音の測定結果は基準値である、55デシベル以下ではあるものの、時々、ダンプへの土砂の積み込み音が気になる時があったが、測定結果はどのような方法で評価しているのか、といった質問や、防災調整池を整備する場所の下流における濁水対策について質問がありました。

エコサイクル高知からは、騒音は、環境基準の評価方法に基づいて測定し、6時から22時の騒音レベルを評価していることや、防災調整池を整備する場所の下流の濁水対策としては、2つの沈砂池を整備し、環境モニタリングの結果に留意しながら、必要に応じてさらなる対策を講じていくとの回答がありました。

意見交換の概要については、毎月の工事の進捗状況等を掲載している「県・エコサイクル高知からのお知らせ」に記載されており、佐川町広報誌と併せて配布し、住民に周知を行っております。

町としましては、今後も環境保全等連絡協議会の場などを通して、加茂地区の住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るために必要な措置を講じながら、地域住民が将来にわたって安心して暮らし続けられるように、引き続き、エコサイクル高知、高知県とともに連携し、取り組んでまいります。

次に、長竹地区の公民館整備について、ご報告いたします。

産業廃棄物最終処分場の建設に関する地域振興策の一つである長竹地区の公民館整備につきまして、5月20日に地元住民の皆様を対象に説明会を開催いたしました。

出席者からは、将来的な公民館の使い方として、現在集落活動センター加茂の里で実施しているようなイベントを、長竹地区だ

けでなく、竹ノ倉や横山地区の方と一緒に新しい公民館で実施したいとの意見や、災害時の避難所としても利用したいので、10台～20台程度の駐車場を確保して欲しいとの要望がありました。10台以上のスペースは容易ではないと考えておりますが、公民館の西側には、長竹川があり、本年度に高知県による河川改修の設計業務が予定されているため、護岸工事に必要な土地の買収計画を決定した後に、残った土地の状況を判断し、整備を進めてまいりたいと考えております。

また、建物の建設予定地につきましては、出席された皆様から、現在の場所でのよいとの意見をいただいておりますが、再度、自治会内で意見を集約していただくこととなっております。

今後も住民の皆様のご意見をしっかりと聴き、利用者のご希望に沿えるような公民館の整備に努めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、带状疱疹ワクチン接種費用の助成事業について、ご報告いたします。

本年6月より、町独自の取り組みとしまして、带状疱疹ワクチンを接種される住民の皆様に対しまして、接種費用の一部を助成する取り組みを開始いたしました。

対象者は、町内在住の50歳以上の方で、带状疱疹ワクチンのうち、2回接種が必要な不活化ワクチンを接種される方となります。助成金額は、接種費用の2分の1以内で、1回当たり1万1千円が上限となっております。

町立高北病院で接種される場合は、事前に、健康福祉課でクーポン付き接種券の申請をしていただいた上で、高北病院に予約を入れていただき、接種を受けていただくことになります。他の医療機関で接種される場合は、一旦全額をお支払いしていただく必要がありますが、領収書等を持参の上、健康福祉課へ助成の申請をいただければ、後日、償還払いが受けられます。

带状疱疹は、過労やストレス、加齢などによる免疫力の低下が影響し、50歳以上になると発症率が高くなり、中には後遺症が長引く方もおられますが、一方で、ワクチンを打つことにより、予防ができる病気でもあります。

带状疱疹ワクチンの接種をお考えになっている方は、接種する前に、ぜひ健康福祉課へご相談いただきたいと思います。

次に高齢者の補聴器購入費用の助成事業について、ご報告いたします。

本年6月より、町独自の取り組みといたしまして、加齢に伴い補聴器を購入される住民の皆様に対しまして、補聴器本体の購入費用の一部を助成する取り組みを開始いたしました。

対象者は、町内在住の65歳以上の方で、指定医師の診断による聴力レベルが町の要綱に定める範囲にある方となります。助成内容は、1人1台限りで上限3万円となっております。事後申請は対象となりませんので、必ず、購入前に健康福祉課までご相談ください。

個人差はありますが、補聴器をつけることで閉じこもりや認知機能の低下等を防ぎ、日常生活が改善されることが期待されます。

町としましても、当事業を周知、推進することにより、高齢者福祉の増進を図ってまいります。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

県営圃場整備事業について、ご報告いたします。

現在、県営土地改良事業として実施いたします、佐川地区の圃場整備事業につきましては、市ノ瀬・馬の原・立野地区を施工地域としまして、同地区の施工申請人が中心となり、令和5年度から事業申請等の手続きを進めておりましたが、令和6年4月24日をもって、県営土地改良事業の計画が確定となりました。

今後のスケジュールにつきましては、事業主体は高知県となりますが、令和6年度に圃場整備事業の詳細設計を完了し、令和7年度から工事に着手する予定となっております。

圃場整備事業につきましては、耕作条件を改善し、農地の生産性を向上させるだけでなく、現在、課題となっております耕作放棄地の発生を抑制するなど、数多くの事業効果が期待される事業と考えております。

佐川町としましても事業の早期完了に向けて県や関係地権者の皆様と協力し、事業が円滑に進んでいくように努めてまいります。

次に建設課の所管事項でございます。

水道事業について、ご報告いたします。

今年度の管路の耐震化につきましては、弘岡地区、中本町地区、春日地区におきまして、順次工事に着手しております。

また、昭和 55 年に建設いたしました、室原水源地の電気計装盤も更新する予定としております。

工事期間中は、近隣住民の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、細心の注意を払い、工事を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

今後も計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震による断水などのリスクを軽減するとともに、安全で強靱な水道事業経営の持続化を目指し、適切な事業運営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

新たな文化の拠点、新町立図書館さくとなつきまして、ご報告いたします。

新町立図書館につきましては、本年 9 月末の完成、12 月の開館を目指して建設工事が進んでおり、現在、屋根工事が終了し、内装工事に取りかかっております。

なお、既存の電柱の移設や、施工図の作成と確認のために時間を要し、若干の遅れが出ております。現場の努力で取り戻しておりますが、わずかながら竣工が遅れる可能性がございます。

ただし、その場合であっても、想定しております 12 月開館に遅れることのないよう、現在、工事における工程の見直しや、仮設図書館からの引っ越し等を含めた、開館までのスケジュールを策定しているところです。

また、備品購入につきましても、開館に間に合うように準備を進めております。

さらに、開館後の運営につきまして早期に軌道に乗せるため、学び合いスタジオを活用し、学ぶ楽しさを伝え学びのきっかけづくりを行うガイドや、図書館に関わり運営を手助けしていただくサポーターにつきましても、募集や養成の準備を進めております。

議員の皆様にも、率先してガイドやサポーターになっていただくなど、町立図書館さくとなにおける学びを、多方面から盛り上げていただくようお願いをいたします。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

高北病院産婦人科での妊婦健診の開始につきまして、ご報告いたします。

本年４月から産婦人科の診察日を週３日とし、また、周産期医療提供施設である高知医療センター、国立病院機構高知病院及び高知赤十字病院と周産期病病連携を行うことにより、通常連携先の医療機関での出産を希望される妊婦さんの妊婦健診が、当院で可能となりました。

また、新しい超音波検査装置を導入し、おなかの赤ちゃんの様子を４Ｄエコーでご覧いただけるようになっております。

今後も、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に対しまして一層のご支援、ご協力をお願いをいたします。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が４件、承認が２件、議案が１４件となっております。

議員の皆様には、慎重なるご審議の上、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議長（松浦隆起君）

以上で行政報告を終わります。

日程第５、報告第３号、令和５年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第８、報告第６号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）まで、以上４件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは報告案件につきましてご説明申し上げます。

報告第３号、令和５年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計の繰越明許費に係る経費として、総額４億１,３７１万８,５５６円を翌年度に繰り越したことを、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものであります。

報告第４号、令和５年度佐川町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、一般会計の事故繰り越しに係る経費として、総務管理費４４万円を翌年度に繰り越したことを、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定に、３項において準用する同施行令第１４６条第２項の規定により報告するものであります。

報告第５号、令和５年度佐川町水道会計事業予算繰越計算書につきましては、令和５年度佐川町水道会計事業に係る資本的支出

予算のうち、建設工事費用 913 万円を翌年度に繰り越したことで、地方公営企業法、第 26 条第 3 項の規定により報告するものであります。

報告第 6 号、工事請負契約の変更契約の締結についての専決処分
の報告につきましては、霧生関公園（仮称）遊具整備工事（その 2）の変更契約の締結を地方自治法第 180 条、同第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 22 日に専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。変更額は 193 万 6 千円の増額で、増額の要因は、あずまや内の土間整備の追加、公園内のアスファルト舗装種別の変更、大型複合遊具の一部デザインの変更、フェンス門扉設置等の追加工事によるもので、変更後の請負変更後の契約金額は 1 億 1,391 万 6 千円であります。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 9、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、承認案件についてご説明を申し上げます。

承認第 1 号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和 6 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、佐川町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

なお詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

住民課長（真辺美紀君）

承認第 1 号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、改正を実施したものです。

参考資料で説明をいたします。

参考資料のフォルダの中にあります、承認第 1 号と書かれてあるものをご準備ください。

まず 1 つ目は、定額減税です。

令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税を実施いたします。

扶養親族が 3 人いる場合は、本人プラス 3 人で 4 万円の減額となります。

ただしこの制度には所得の上限があります。

納税者の令和 5 年中の合計所得が 1,805 万円以下の方に限ります。

徴収の方法といたしまして、一例としまして給与からの特別徴収のイメージを示しています。

令和 6 年 6 月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和 6 年の 7 月分から令和 7 年の 5 月分の 11 ヶ月で均等に割った額を納めていただきます。

例えば、扶養親族が 3 人いて、15 万円の所得割がある場合は、15 万円から 4 万円を引いた残りの 11 万円について、毎月 1 万円ずつ給与から天引きされることになります。

また、ふるさと納税の特例控除上限額につきましては、定額減税前の所得割額とすることから、定額減税がふるさと納税の上限額に影響を及ぼすことはありません。

この定額減税による住民税の減収額につきましては、全額国費で補填されることになっており、当町におきましては令和 6 年度の当初予算一般会計、9 款の地方特例交付金の中に、減収補填特例交付金 3,816 万円の予算を計上いたしております。

2 つ目は、固定資産税です。

まず、平成 9 年度の評価替えからスタートした制度ですが、評価額が急に上昇した場合でも、税負担の上昇を緩やかにするために、課税標準額を少しずつ上げていく、という負担調整措置について、令和 8 年度まで 3 年間、期間が延長されるものです。

次に、太陽光、風力、水力などを利用した再生可能エネルギー発電設備のうち、条件を満たすものは、新たに固定資産税が課せられることになった年度から、3年度分の固定資産税に限り、課税標準の特例を受けることができるという措置を2年間延長し、さらに、対象設備として、新たにペロブスカイト太陽電池という、非常に薄くて折り曲げることができるので、車やビルの壁にも貼ることができるフィルムのような太陽電池が追加されたものです。

以上が承認第1号の説明になります。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について）、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第10、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、承認第2号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月31日に公布されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分をし

ましたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めるもの
あります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

住民課長（真辺美紀君）

承認第 2 号につきましても、参考資料の方で説明をいたします。

先ほど用いました、承認第 1 号、この参考資料の下の方に少し文章を作っておりますので、先ほどの資料をもう一度お開きください。

承認第 2 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましても、先ほどの税条例の改正と同じように、法律の改正によるもので、令和 6 年度以降の国民健康保険税について、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額が 22 万円から 24 万円に引き上げられ、課税限度額の合計が 104 万円から 106 万円となるものでございます。説明は以上でございます。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 2 号は承認することに決定しました。

日程第 11、議案第 42 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）から日程第 24、議案第 56 号、尾川・斗賀野辺地に

係る総合整備計画の変更についてまで、以上 14 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案につきましてご説明申し上げます。

議案第 42 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 1,745 万 2 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 92 億 8,473 万円とするものであります。

議案第 43 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 52 万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 9,807 万 2 千円とするものであります。

議案第 44 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 5 万 8 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,617 万 4 千円とするものであります。

議案第 45 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 351 万 8 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 5,911 万 3 千円とするものであります。

議案第 46 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和 5 年 6 月 9 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 47 号、佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 6 年 1 月 19 日に公布されました、地方自治法施行令の改正に伴い、同法の引用規定条項の整備を行うものです。

議案第 48 号、佐川駅前宿泊交流施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止につきましては、佐川駅前ビルの解体に伴い宿泊交流施設を廃止したことによるものです。

議案第 49 号、佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、お試し滞在施設について、少しでも多くの方に利用していただくことができるよう、使用期間を改正するものです。

議案第 50 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 5 年度に放課後児童クラブを新築したことに伴い、国の定める参酌すべき基準に合わせるために、所要の改正を行うものです。

議案第 51 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 5 年度に放課後児童クラブを新築したことにより、同クラブの実施日について改正を行うものです。

議案第 52 号、物品購入契約の締結につきましては、令和 6 年 5 月 31 日に入札を行いました、佐川町立図書館家具備品購入業務の契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は 2,089 万 8,900 円、契約の相手方は高知県高知市帯屋町 2 丁目 2 番 22 号、株式会社岡村文具、代表取締役岡村紀夫でございます。

議案第 54 号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、令和 5 年 6 月 8 日に契約を締結いたしました佐川町新文化拠点（仮称）建設工事の請負契約の変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

既契約金額は 7 億 1,371 万 800 円、変更契約金額は 7 億 6,363 万 7,600 円です。

契約の相手方は高知県高知市西秦泉寺 435 番 1、株式会社岸之上工務店、代表取締役社長岸之上憲一でございます。

議案第 55 号、工事請負契約の締結につきましては、令和 6 年 6 月 3 日に入札を行いました、久万田堰農業水路等長寿命化事業改修工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は一般競争入札、契約金額は 1 億 5,510 万円。契約の相手方は高知県高知市一宮東町 1 丁目 25 番 5 号、有限会社愛機工業、代表取締役別役節男でございます。

議案第 56 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、総合整備計画書の公共的施設の整備計画の、町道橋梁及び林道の整備につきまして、事業費、財源内訳及び一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を変更追加するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための、財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。説明は以上でございます。

なお、各議案の詳細につきましては、担当課局長、局次長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第 42 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案のフォルダーの中にごございます、議案第 42 号、佐川町一般会計補正予算（第 1 号）をお開きいただきまして、4 ページの方をご覧くださいと思います。

4 ページの方は、第 2 表、地方債補正となっております。

1 追加の起債の目的欄、遊学館改修事業、限度額 120 万円につきましては、今回の補正予算に計上をさせていただいております、遊学館の生活改善室空調改修工事費の財源といたしまして、緊急防災減災事業債を活用するものでございます。

次の表の 2 変更の起債の目的欄、新文化拠点（図書館）整備事業につきましては、国庫補助金の内示額が見込みを下回ったことによりまして、限度額を 2,640 万円増額し、補正後の限度額を 3 億 6,770 万円とするものです。

続きまして、補正予算の主なものにつきまして、歳出からご説明をさせていただきます。

14、15 ページの方をご覧くださいと思います。

14 ページからは、歳出の事項別明細書となります。今回の歳出の補正につきましては、給料や職員手当、共済費などに増減が発生しておりますが、これは主に 4 月の人事異動などによります人件費の補正となっております。

まず、15 ページの 2 つ目の表の下から 3 段目になります。
2 款、1 項、3 目財産管理費、12 節委託料説明欄、町有地管理委託料の 195 万 4 千円は、令和 4 年度及び 5 年度に実施をいたしました、佐川町霧生ヶ丘団地変状に伴います動態観測の結果により、対策工事が必要となることが判明したため、工事設計積算業務を委託するための経費となっております。

1 枚おめくりいただきまして、16、17 ページをご覧ください。

17 ページの上から 3 段目、2 款、1 項、4 目企画費になりますが、12 節委託料、説明欄、人口減少対策プロモーション委託料 201 万 3 千円は、令和 6 年度に高知県で創設されました、人口減少対策総合交付金の連携加算型分を活用いたしまして、現在当町において実施されております、子育て関連等の事業を広く発信するためのチラシやリーフレット等のプロモーションツール作成の経費となっております。

次の段の 18 節負担金、補助及び交付金の説明欄コミュニティ助成事業補助金 230 万円は、黒岩尾川地区集落活動センターに、草刈り機を購入するもので、全額、一般財団法人自治総合センターの実施する助成金の対象となります。

続きまして一番下の段になります。12 目物価高騰対策費、18 節負担金、補助及び交付金の説明欄、補助金 7,250 万円につきましては、内訳としまして、3 つの項目があります。

記載と前後いたしますが、1 つ目は、真ん中に記載があります。

令和 6 年度非課税化・均等割化給付金 3 千万円です。これは新たに令和 6 年度に非課税、あるいは住民税の均等割のみ課税となった世帯に、1 世帯当たり 10 万円を給付するもので、対象世帯を 300 世帯と見込んでおります。

2 つ目は、価格高騰重点支援給付金（子ども加算分）250 万円です。これは先ほどの非課税等の対象世帯に、18 歳以下の子供さんがいらっしゃる場合、子供さん 1 人につき 5 万円を給付するもので、対象人数を 50 人と見込んでおります。

3 つ目に、調整給付金 4 千万円です。これは納税義務者及び扶養親族数により算定され、減税対象人数 1 人につき 4 万円減税される定額減税におきまして、税額を引ききれない場合、減税対象人数 1 人につき最大 4 万円を給付するもので、対象人数を 1 千人と見込んでおります。

続きまして 24、25 ページまでお進みいただきたいと思います。

25 ページの一番下になります。6 款、1 項、1 目商工振興費の 14 節工事請負費 500 万 1 千円は、道の駅施設整備工事といたしまして、駅内の飲食スペース確保のためのカウンターテーブルの製作費用 45 万 1 千円。まきのさんの公園整備工事としまして、園内の芝生広場法面改修や遊具下の水たまり対策工事等の費用 455 万円となっております。

26、27 ページをご覧くださいと思います。

27 ページの一番下の段の、8 款、1 項、4 目災害対策費、18 節負担金、補助及び交付金、説明欄、地域防災対策総合補助金 30 万円は、2 つの自主防災組織から要望のありました防災資機材の再整備の実施に係る補助金となっております。

続いて 30、31 ページをご覧ください。

31 ページになります。

31 ページの上から 3 段目の、9 款、4 項、6 目文化振興費、12 節委託料の 75 万 3 千円は、佐川町指定文化財の佐川文庫庫舎の玄関前柱の修繕工事が必要なため、工事設計監理業務を委託するための費用となっております。

歳出最後になります。32、33 ページをご覧ください。

2 つ目の表の一番下の段、9 款、5 項、2 目学校給食費、17 節備品購入費 60 万円は、冷蔵庫及び冷凍庫の購入費用となっております。

歳出の説明は以上で終わらせていただきます。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。

10、11 ページまでお戻りいただきたいと思います。

10、11 ページ、上から 2 つ目の表の 2 段目になります。14 款、2 項、4 目土木費国庫補助金、3 節都市計画費補助金の説明欄、社会資本総合整備交付金（都市再生整備事業）3,246 万 9 千円の減額は、新文化拠点及び新観光駐車場整備に係る交付金内示額決定によるものとなっております。

次の段の 8 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金の説明欄 2 つ目の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 7,631 万 2 千円は、歳出で説明をさせていただきました、令和 6 年度非課税化・均等割化給付金や定額減税の調整給付金等の関係経費に対する交付金となっております。

次に、一番下の表の 1 段目、15 款、2 項、1 目、1 節総務費補助金の説明欄、2 つ目の人口減少対策総合交付金、1,095 万 8 千円につきましては、全市町村に一定額を配分する基本配分型として 961 万 6 千円と、県が掲げる目標に応じて活用できる連携加算型として 134 万 2 千円の合計額となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

ここで 10 時 20 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 5 分

再開 午前 10 時 20 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長（真辺美紀君）

私から、議案第 43 号と第 44 号について説明をさせていただきます。

まず議案第 43 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）です。

議案本体を用いて説明をいたします。歳出の事項別明細書 10 ページと 11 ページをお開きください。

今回の補正額は歳入歳出それぞれ 52 万円の増額でございます。歳出の 1 款、1 項、1 目、10 節需用費の説明欄、印刷製本費 3 万 3 千円は、令和 6 年 12 月 2 日の保険証廃止に伴い、マイナ保険証の利用促進を目的として、保険証を一括送付する際に、啓発用のチラシを同封するための印刷費用でございます。

その下の段、12 節委託料の説明欄、国民健康保険システム改修委託料 42 万 9 千円は、限度額適用認定証の中に、マイナ保険証の利用を勧奨するための言葉を追加するためのシステム改修費用でございます。この 2 つの費用の合計は 46 万 2 千円で、全額国費で賄われます。

その他の補正は職員人件費で、4 月の人事異動による職員の入替わりはありませんが、共済費は、制度改正で事業主負担が増えるところを増額していますので、増額分は一般会計からの職員給与費繰入金と同額の増額補正としています。

続きまして歳入にいきます。8ページ9ページをお開きください。

まず歳入5款、1項、1目、4節職員給与費等繰入金の5万8千円は歳出で申し上げた人件費に関するものです。

その下の枠、5款、2項、1目、1節財政調整基金繰入金の1千円とその下の段、8款、2項、4目、1節国民健康保険制度関係補助金46万1千円は、これも先ほど歳出で申し上げました、マイナ保険証に関するものです。

議案第43号は、以上です。

続きまして第44号の方をお開きください。

議案第44号、令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）です。

今回の補正額は歳入歳出それぞれ5万8千円の減額となっています。こちらの方も歳出の事項別明細書で説明をいたします。

10ページ11ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の今回の補正は4月の人事異動による職員1名の入れ替わりと、先ほど国保会計で申し上げましたように制度改正による共済費の増減がありますので、2節の給料から4節の共済費までの人件費の合計で5万8千円の減額となっています。

続きまして歳入にまいります。8ページ9ページをお開きください。

歳入3款、1項、1目職員給与費等繰入金の5万8千円の減額、先ほど歳出で申し上げました人件費の減額分を一般会計の繰入金から減額するものです。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは私の方から議案第45号、令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

議案フォルダーの議案第45号、介護保険の補正予算書をお開きください。

補正予算書の12ページ13ページをお願いをいたします。

歳出の明細書となっております。4月1日付の人事異動に伴います職員人件費の補正につきましては、省略をさせていただきます。その他の主なものについてご説明をさせていただきます。

一番上の段の 1 款、1 項、1 目一般管理費のうち、12 節委託料の説明欄、地域密着型サービス等基準条例対応委託料の 110 万円につきましては、第 9 期の介護保険制度改正に伴います、4 つの基準条例の改正業務につきまして、改正文が 1 条例当たり数十ページにわたるなど、改正内容が膨大かつ複雑となるために、専門性を有する業者に委託をするものでございます。

続きましてページ戻りますけれども、8 ページ 9 ページをお開きください。

こちらは歳入の補正予算書の明細となっております。

8 ページの方になりますけれども、1 段目の表 1 款、1 項、1 目第一号被保険者保険料の補正額の欄、1,969 万 4 千円の減額につきましては、国の制度によります令和 6 年度における低所得者介護保険料軽減措置額として算出したしました金額を、今回減額補正するものでございます。

次に、8 ページの一番下の表、7 款、1 項、4 目低所得者保険料軽減繰入金の補正額の欄、1,969 万 4 千円の増額につきましては、先ほどの保険料減額分に相当する額につきまして、一般会計より繰り入れをするものでございます。

その他の歳入の補正につきましては、主に職員人件費及び先ほどご説明いたしました条例対応委託料等の事務費の補正に係るものでございます。

以上が議案第 45 号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは議案第 46 号から議案第 48 号について、私の方からご説明をさせていただきます。

まず、議案第 46 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下マイナンバー法と言わせていただきます。それに基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

本条例の改正は、令和 5 年 6 月 9 日に公布されました、マイナンバー法等の一部を改正する法律に基づき、所要の改正を行うものでございます。

情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の照会提供を行う事務及び特定個人情報は、マイナンバー法別表第2に規定をされており、本町におきましては、特定個人情報の独自利用事務を条例で定める中で、当該別表の規定を引用しております。

今回の改正は、マイナンバー法の改正により、当該別表が削られたことから、改正後のマイナンバー法の表記に倣い、本条例の用語を改正するものとなっております。

続きまして、議案第47号、佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

本条例の改正は、令和6年1月19日に公布をされました、地方自治法施行令の一部改正により、指定公金事務取扱者制度の規定が新設されたことに伴いまして、地方自治法施行令の第173条第1項第1号が、第173条の4、第1項第1号に繰り下がりましたので、引用規定の整備を行うものとなっております。

続きまして、議案第48号、佐川駅前宿泊交流施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止につきましては、町長の提案説明のとおり、老朽化の著しい佐川駅前ビルの解体に伴いまして、宿泊交流施設を廃止したことによるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは私の方からは、議案第49号、佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本町への移住を希望する方が、町内での生活を一時的に体験いたします際に、利用するお試し滞在施設につきましては、四国電力、旧社宅の1戸になりますが、この使用期間を原則として3日から1ヵ月以内としておりましたが、希望者が増えてきたことから、少しでも多くの方に利用していただくことができるよう、原則として3日から7日以内に変更するものです。

なお、農業などを希望し、一定期間現場での体験などを必要とする場合には、町長が特に必要と認める場合といたしまして、最大1ヵ月まで利用することができることとするものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

私の方からは議案第 50 号から議案第 54 号について説明をいたします。

それではまず議案第 50 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

参考資料の方、議案第 50 号関係、新旧対照表になってと思いますが、ご覧ください。

本改正条例は国が定めます基準に合わせるための改正となっております。主な改正箇所は、条例第 11 条第 4 項の 1 支援単位当たり、つまりこれは 1 教室当たりという意味ですけれども、1 教室当たりの児童の数の基準を定めている箇所となります。

これまで教室の数や広さなど、物理的な制限からおおむね 50 人と定めておりましたけれども、新しくナウマンクラブが整備されたことにより、国の基準に合わせておおむね 40 人とするものです。

その他の改正は国の基準に文言表現を合わせるもの、それから附則の変更につきましては、職員が支援員の研修を受ける猶予期間を定めておりますが、条例制定時のままとなっておりますので、合わせてこれを改正するものです。

続いて議案第 51 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

こちらも参考資料、議案第 51 号関係、新旧対照表の方をご覧ください。

こちらの条例改正につきましては、ナウマンクラブの実施日と休みの日を定めています条例第 3 条のうち、第 1 項第 5 号の学校の閉校日（代休の日等）という文言を削除し、代休により学校が閉まった日もナウマンクラブが実施できるようにするものです。

これまでも保護者より要望がありましたけれども、一部学校の教室を借りているということから、実施ができておりませんでした。今回、ナウマンクラブが新築したことにより実施可能となったものです。

続いて議案第 52 号、物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本件の契約は、佐川町立図書館、各備品購入業務となります。

契約の方法、契約金額、相手方につきましては、先ほど町長の提案説明のとおりです。

こちらも参考資料をご覧ください。参考資料議案第 52 号関係です。

1 枚目の参考資料につきましては入札結果を記載しておりますのでご確認をいただけたらと思います。納期につきましては令和 6 年 11 月 30 日までとしております。

それでは資料の 2 枚目をご覧ください。今回購入を予定してます各備品の一覧というふうになっております。

主な備品といたしましては事務室、受付スペースの机や椅子。それから、閲覧室や各部屋、各スペースの椅子やソファ、子供のスペースの椅子や玩具類、その他ブックエンドやブックカードなど、図書館専用というか図書館用の備品というふうになっております。

なお閲覧室や各部屋に設置する机、テーブル類につきましては、既製品でないものを使うということになっておりますので、こちらは工事の範疇としまして、別に議案として提出しています工事の変更契約に含んでおります。

参考資料 3 枚目につきましては、備品の写真と配置図を示した図面となっておりますのでこちらもご確認をいただければと思います。

続いて議案第 54 号、工事請負契約の変更契約の締結について説明をいたします。

本件は佐川町新文化拠点（仮称）建設工事の契約変更になります。

契約金額、契約相手方につきましては町長の提案説明のとおりです。変更による増加額は 4,992 万 6,800 円となります。

変更内容につきましては参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料、議案第 54 号関係をご覧ください。

変更の主な理由につきましては 1 枚目の資料に記載をしております。この中で主なものを言いますと、解体工事や地盤改良工事に想定外の追加工事が必要であったこと、また植栽の工事を追加したこと。建築主体工事と言いますと、施工するにあたり補助部材や補強金物の追加が必要になったこと、また先ほども言いましたけどもテーブルや本棚等、既製品では賄えないものや、設置に

工事が必要なものの家具類の追加。それからレイアウトや仕様が変更になったことに伴う電気、機械工事の追加となっております。

参考資料の2枚目以降は変更箇所を示した図面となっております。2枚目は設備備品や屋外のカーブミラーの位置図、それから機械設備の配置を示しております。

3枚目は、今回追加になりました、あるいは仕様を変更するテーブル類や本棚等の一覧と、その配置図というふうになっております。

4枚目は植栽のレイアウト図となっておりますので、こちらもご確認をいただければというふうに思います。

なお、今回の契約変更による工期の変更はありません。

ただ、しかしながら敷地内にあった電柱の移設等に想定以上の時間を要したことや、施工図の取りまとめ等に時間を要したことから現在、工期の延長について施工業者と協議をしているところではあります。

以上です。よろしくお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私から、議案第55号について補足説明をさせていただきます。

参考資料でご説明させていただきますので、参考資料のフォルダーにあります、参考資料、議案第55号関係をご覧ください。

契約金額、契約相手方につきましては、町長の提案説明のとおりでございます。

参考資料の1枚目は、入札結果を取りまとめたものになります。

契約工事名は、久万田堰農業水路等長寿命化事業改修工事となり、工期は令和7年3月25日までとなります。

その下にある入札結果の表に記載しております金額はすべて税抜きの金額でございます。

次に参考資料の2ページ目をご覧ください。こちらは工事の概要をまとめたものとなります。

工事の対象施設は、健康福祉センターかわせみの近くにある久万田堰でございます。この堰はゴムでできた袋状の堰に空気を入れることで、堰を立ち上げ、洪水時には自動的に空気が排出され、堰を倒す仕組みになっている、ファブリダムと呼ばれるものでございます。

久万田堰は昭和 55 年度に造成され、全長 20 メートル、現在のかんがい面積は、青去と下荷稻方面に 9 ヘクタールございまして、水稻栽培などの農業用水に利用されるだけではなく、地域の防火用水としても活用されておりますが、昨年 5 月にゴムの堰本体が損傷し、堰を立ち上げることができない状態となっておりますので、今回、大規模な改修を行うものです。

ページ右上にある平面図をご覧ください。

今回、工事を実施する部分を赤色で表示しております。主な工事内容としましては、図面中央にあります、堰本体である袋体の更新、袋体本体から町道を挟んで、図面右下にある堰を操作する操作室をつなぐ配管の更新、その操作室の中にある機械設備の更新などとなります。

平面図の下には、現況写真をつけております。

左上から、堰の下流側から上流向いて撮った写真、その右が操作室の外観。左下が健康保健センターかわせみ側から撮った写真で、その右が町道側から撮った写真となっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第 56 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更につきまして、ご説明させていただきます。

最初に議案フォルダー内にございます議案、2 ページ目の総合整備計画書の方をご覧くださいと思います。

尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画につきましては、令和 4 年 6 月議会定例会におきまして、町道、橋梁整備 11 カ所、飲用水供給施設 3 カ所に係る総合整備計画策定についての議決をいただいております。今回、町道、橋梁整備各 1 カ所、林道整備 2 カ所を追加をするものでございます。

主な変更点についてご説明させていただきます。

計画書の 1 辺地の概況については変更はございません。

2 の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、（2）の道路状況に、林道の状況を、最後の段落に追記をさせていただいております。

3 の公共的施設の整備計画の表のうち、施設名が町道・橋梁となっております項目を変更。林道を追加をさせていただいております。

施設名、町道・橋梁の事業費を 4,465 万 9 千円増額いたしまして、2 億 8,245 万 9 千円に、財源内訳の特定財源を 2,009 万 5 千円増額いたしまして、1 億 3,599 万円に、一般財源につきましては、2,456 万 4 千円増額し、1 億 4,646 万 9 千円に、また、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は 2,450 万円増額し、1 億 4,640 万円にそれぞれ変更をしております。

また、施設名、林道につきましては、先ほども申し上げましたが、計画策定時には計画をしておりましたので、今回追加をさせていただくものとなっております。

ではこのファイルはお閉じいただきまして、参考資料の方をご覧ください。

参考資料の、議案第 56 号関係をご覧ください。

佐川町の地図が載っていると思いますが、左側の下の方に尾川・斗賀野辺地と記載をしております、太線で囲った地域が整備計画の地域となっております。

今回新たに整備が予定されておりますのは、青字で記載しております道路橋梁整備が 2 件、赤字で記載をしております林道整備が 2 件となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で議案第 42 号から議案第 56 号までの提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 10 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前 10 時 48 分

